



寄付金は税法上の優遇措置が受けられます

公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンは、2017年12月7日に内閣府より寄付金の税額控除対象法人としての認定を受けました。

これにより、皆様からの当財団へのご寄付は特定公益増進法人に対する寄付金として税法上の優遇措置の対象(所得税、法人税、相続税、および一部地域の住民税の控除対象)となり、確定申告を行うことで税金が還付される場合があります。

個人が支払った寄付金の控除

1.所得税 … 控除の方法は2つあり、いずれかを選択できます。

①税額控除

◆対象となる寄付金：毎年1月1日から12月31日の間に、メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンにご寄付いただいた寄付金 (2017年12月7日以降のご寄付より適用)

◆控除額： $(\text{寄付金額の合計額} ※1 - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除の額} ※2$

※1 所得金額の40%相当額が限度

※2 所得税額の25%が限度

・税額から直接控除されますので、所得税の適用税率に関わらず、40%の税額控除を受けられます。

・(例1) 10万円寄付して下さった方は、

$(100,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 39,200 \text{円}$ が還付されます。

・(例2) マンスリーサポート会員の方は、

$(\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$ が還付されます。

②所得控除

◆対象となる寄付金：毎年1月1日から12月31日の間に、メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンにご寄付いただいた寄付金 (2017年9月16日以降のご寄付より適用)

◆控除額： $(\text{寄付金額の合計額} ※) - 2,000 \text{円} = \text{所得控除の額}$

※所得金額の40%相当額が限度

・確定申告時は、所得控除額が所得金額から差し引かれ、所得税額が算出されます。

・所得税率は年間の所得金額によって異なります。

◎いずれの場合も控除を受けるには、所轄の税務署にて確定申告を行ってください。

- ・ 寄付金控除に関する事項を記載した確定申告書
- ・ メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンが発行した領収書（税額控除を受ける場合には、その他、受領証明書・税額控除対象法人である事を証する書類）を提出する必要があります。
- ・ 詳しい内容については所轄の税務署へお問い合わせください。
- ・ 確定申告の時期は毎年2月16日から3月15日までです。

2.相続税 … ご遺族の方が相続によって受け継いだ財産(現金等)を、申告期限内にメイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンにご寄付いただいた場合、ご寄付された分には相続税がかかりません。

- ・ 相続税の申告期限は、故人がお亡くなりになった翌日から10ヶ月以内です。
- ・ 期限内に財産に関する明細書とメイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンが発行した一定の証明書類を添えて申告してください。

3.住民税 … 東京都、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市にお住まいの方は個人住民税の控除を受けられます。(2021年1月1日以降のご寄付より適用)

ア 都道府県が条例指定… (寄附金額※1 - 2,000円) × 4%

イ 市区町村が条例指定… (寄附金額※1 - 2,000円) × 6%

⇒重複指定であれば… (寄附金額※1 - 2,000円) × 10%

※1 総所得金額等の30%が上限

法人(民間企業等)が支払った寄付金の控除

メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンへのご寄付は、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別枠の損金算入限度額が設けられています。具体的には以下のような計算式によります。

◆一般枠： $(\text{資本金等} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

◆特別枠： $(\text{資本金等} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

寄付金の一部(「一般枠」+「特別枠」の額を限度として)を損金算入することができ、この分には法人税が課税されません。

控除を受けるには、確定申告書に所要事項を記載の上、次の書類を添付し税務署に提出します。

- ・ 一事業年度に支出した寄付金リスト(寄付金の損金算入に関する明細書)

限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。

詳しい内容については所轄の税務署へお問い合わせください。